

国連気候変動枠組条約第6回締約国会議再開会合

2001年7月17日

COP-6 再開会合の代表者らは午前・午後・夜に交渉グループ会合を行い、遵守、メカニズム、資金的問題、土地利用・土地利用変化及び森林（LULUCF）について話し合った。

交渉グループ

遵守：Slade 共同議長は、代表者らが執行部門により適用される帰結、構成、控訴、遵守委員会と COP/MOP の関係、原則の5つの問題に集中するよう提案した。発展途上国もまた、未決案件には、ブロンク・テキストに提案されているように、促進部門の運営も含まれると述べた。

帰結については、代表者らはその性質と法的拘束力を持つのかどうかについて話し合った。附属書 I 締約国グループは、締約国によるただ乗りを抑止するよう「かなり厳しい」帰結を伴った法的拘束力のあるシステムを良しとした。非附属書 I 国は、他の国々と共に、法的拘束力のあるコミットメントに対処するには法的拘束力のある帰結が必要であると述べた。彼らは、抑止、回復、締約国が次期コミットメント期間にその責任を果たし続けるよう保証すること、という3つの目標を達成するように帰結を仕立てるべきであると述べた。一部の先進国は、懲罰的性質の無い政治的に合意された帰結を支持したが、促進的な非懲罰的アプローチの法的拘束力ある体制を良しとする国々もあった。ある先進国は、割当量単位を移転する権利を制限することへの反対を主張し、超過トンに対する回復率を1対1とすることを提案して、複数の発展途上国の反対にあった。本件についてのフォローアップのため、Jose Romero(スイス)議長による協議グループが設置された。このグループは午後の遅い時間に会合を行い、閣僚による検討用にオプション候補をつけた未決案件リストを作成した。同グループは、7月17日水曜日 12時pmに、共同議長に報告を戻すことになる。

遵守機関の構成については、多くの締約国がブロンク・テキストで提案されたシングル・タイプの構成に反対した。発展途上締約国は、構成の基準は UNFCCC 理事会における現在の慣行に反映されるように、利害グループを考慮して、5つの国連地域グループを地理的に公平に代表すべきだと述べた。ある発展途上国は、このような構成は国家共同体全体が遵守の保証に利益を持つという事実を反映していると説明した。多くの附属書 I 締約国が、部門の権限と検討中のコミットメントのタイプに合わせた構成とすべきだと述べた。ある先進国は、執行部門は半司法的機能を持つことから、政治的機関に倣うことから距離を置こうとする上で強力な言い分があるとし、附属書 I 締約国のみが同部門を構成すべきだと提案した。別の先進国は、後で本件につき提案を出す述べた。

原則については、非附属書 I 締約国が、ブロンク・テキストのアプローチに対して異議を唱えた。彼らは、促進部門は附属書 I 締約国と非附属書 I 締約国の扱いを変え、この二つのグループに対し異なる帰結を適用すべきだと述べた。多くの附属書 I 締約国がブロンク・テキ

ストを支持したが、共通だが差異のある責任の原則は附属書 I 締約国と非附属書 I 締約国の間にのみ適用されるわけではないと主張する者もあった。

控訴に対しては、代表者らの意見が分かれた。遵守委員会と COP/MOP の関係については、発展途上国が、この問題は控訴の可能性や、パネルが専門家レビュー・チームの報告書を検討する可能性と密接に関わっていると述べた。

メカニズム：メカニズムに関する交渉グループが午前中会合を行い、交渉テキストに関する 1 回目の検討を終えた。代表者らは、プロンク・テキストとハーグから持ち越された交渉テキストとを比較し、ハイレベル閣僚会議での検討用として、議論の対立する問題を同定した。討議の間、多くの代表者が、技術的問題についてさらに分類するという条件で、プロンク・テキストへの全体的支持を表明した。

CDM における事業活動への参加については、複数の発展途上国が、プロンク・テキストから国別報告提出の要件をはずすことを歓迎した。CER の発行については、某発展途上国が配分行為に CDM 機関が関与することに疑問を呈し、CER 発行に 15 日は短すぎると述べた。また別の発展途上国は、プロンク・テキストの適応基金についての規定に懸念を示した。補完性と環境的誠実性については、某発展途上国が新しい提案を要求し、某附属書 I 締約国による余剰割当量処理についての早期提案について言及した。

JI については、大部分の附属書 I 締約国がプロンク・テキストで採用された 2トラック式を支持したが、排出削減量検証の監督委員会設置については意見が分かれた。多くの市場経済移行国が、JI の手順項目についてこの会議中に附属書を作成することを要求して、様々な発展途上国に反対された。排出権取引については、代表者らはコミットメント期間準備量のレベルについて合意に達することができなかった。発展途上国は、補完性と適応費用徴収、CDM と排出権取引を管理する規則が不平等であることに対する懸念を強調した。補完性については、附属書 I 締約国グループが、プロンク・テキストを支持して譲歩する意志を持ちうることを示唆した。

共同議長は、ハイレベル閣僚会議中の検討用として明確に定義されたオプションを盛り込んだ新交渉テキストを作成すると述べた。同交渉グループは、水曜日にこのテキストの草案について検討する。

LULUCF:このグループは午後と夕方に会合を行った。午後の間、代表者らはカナダ、オーストラリア、日本による第 3 条 4 の森林管理規模の件に関する共同提案と、この枠組みの中で規模と追加性について扱ったニュージーランド提案の発表を受けた。前者の提案は、上限と割引率を入れたプロンク・テキストの計算式に反対して、各国が交渉で決められた許される限り最大レベルの森林管理クレジットを得られるということに基づいていた。この提案は、明確で透明なアプローチであり、締約国の国家状況、排出制限達成のために締約国に求められる努力の程度、締約国が実施中あるいは実施を計画している

森林管理計測、それが第3条3にもとづく正味の排出源となるかといったことを加味したレベルに設定されているとして発表された。この提案は、ブロンク・テキストの一部のみを差し換えることを求めており、ブロンク・テキストに則したものであると見なされるべきであると言われた。この提案は第1次コミットメント期間にのみ適用される。某市場経済移行国もこの提案の支持に加わった。

多くの発展途上国が、第1次コミットメント期間中は第3条4にもとづく追加的行動は追及されるべきでないとして述べた。ある代表者は、この提案は議定書目標の再交渉であると述べた。別の締約国はプロセスの信用性を維持し、長期的で効果的な気候の保護を保証する必要があると強調し、認められるクレジットの規模とはどのくらいなのかと尋ねた。ある代表者は、認められるクレジットに関する交渉は批准への道を開くためにハイレベル会議中に行うべきだと述べた。第3条4に関する譲歩を批准へのカギであると強調した締約国もあった。

ニュージーランド提案は、森林管理と CDM 活動の向上に対する市場ベースのインセンティブ維持であるとして発表された。同提案は、第1次コミットメント期間中に第3条4活動を含める締約国は、1990年以降の追加的あるいは改善された慣行が、それが無かった場合に比べて大気に限界的な便益をもたらしたということ、特定のクライテリアにしたがって実証するか、国別ベースで交渉されたレベルまでは炭素ストックにおける正味増加分と吸収源による正味人為的温室効果ガス吸収量を計上するということを提案している。この他、ブロンク・テキストは支持するものの第3条4活動の規模は縮小するという、暫定的な EU 提案が発表された。

夜の会合では、代表者らは3つの新提案に対する第一印象について聞いた。非附属書I締約国は、技術的・法的な不備が多いことを指摘し、第3条4活動は議定書の誠実性を保証すべく、ハーグ・テキストで概説された全ての原則案を満たすものでなくてはならないと述べて、その他複数の締約国の支持を得た。

COP-6 パート II が議定書批准への道を開いて上首尾な結果を出すのに不可欠な要素として、複数の締約国が実際的で実践的な第一歩の必要性を強調した。Dovland 共同議長は、第1次コミットメント期間中の第3条4活動に関して閣僚用の概念資料を事務局が作成し、活動を行わないオプションからブロンク・テキストや交渉でクレジットを決めるなどの新提案を反映させたオプションまでを反映させると語った。この件については、水曜日に代表者らによって話し合われる。その後、同グループは第3条3と第3条4の定義について第一回目のリーディングを行った。

資金的問題：このグループは午後と夕方に会合を行った。午後、技術開発及び技術移転について議論を行った。参加者達は添付書について話し合いを行い、残っている多くの括弧を取り外した。能力育成に関する添付書のセクションでは、能力育成実施に関する先進締約国による措置の文言について話し合った。短い協議の後、代表者らは妥協点に達し、資金

源・技術的資源の規定に関して、括弧のついた「追加的な」という言葉が「適切な」に差し換えられた。

決定草案前文のパラグラフについては、締約国はブロンク議長テキストで提案された3つのパラグラフを使用することで合意した。発展途上国の主張にあい、締約国は、COPがUNFCCC第4条5(技術移転)実施を強化する有意義で効果的な措置のための協議プロセスの一環として、SBSTA議長が提示した枠組みを検討したとする第4のパラグラフをハーグ・テキストから付け加えた。

午後遅く、締約国は小規模の草案作成グループ会合を行い、技術移転の制度的手配について検討した。代表者らは専門家の「パネル」ではなく「グループ」と称することに合意した。代表者らは、同グループが諮問的なのか政府間のものであるのかについて、その構成について、そして技術移転の進展を「査定・評価」するのか、それとも単に「促進」するだけなのかについて、様々な意見を示した。

交渉グループは夕方再び会合を開き、UNFCCC第4条8と第4条9、及び議定書第2条3と第3条14(悪影響)に関するテキストについて話し合った。ハーグから引き継がれたテキストについて進める中で、代表者らは気候変動の悪影響に関するセクションにあるものなど、多くの括弧を取り外すことができた。合意されたものの中には、本セクションで概説された悪影響に関する活動の進捗をレビューするようSBSTAやSBIに対し要請するタイミングについてのテキストが含まれており、これはCOP-8での提言とされるべきことを代表者らは合意した。しかし多くの括弧が残った。

その後、代表者らは最低開発国(LDC)固有のニーズと固有の状況について話し合い、その中にはLDC気候変動開発基金/プログラムの設立に関するテキストも含まれていた。長い議論の末、代表者らは、このこととその他の資金関係の文言について非公式に協議を行うというDechen Tsering(ブータン)共同議長の提案に合意した。

対応策実施の影響については、初期行動の同定は十分な情報と明確なプロセスにおける分析に基づく必要があると述べた文言についての発展途上国による削除希望を保留することを、複数の附属書I締約国が表明した。このテキストの適切な配置や、ブロンク・テキストを使うかどうかについても締約国は意見が分れた。このパラグラフと、情報及び方法論に関するその他二つのパラグラフに括弧が残った。

会場の外では

木曜日に閣僚が到着するため、代表者らは作業日の最初の3日間で具体的な結果を出さなければというプレッシャーを感じている。多くの代表者が、火曜日の交渉グループにおける滑り出しの成果と、閣僚は重要問題のみの明確な一連のオプションについて検討することができるだろうという見通しを歓迎しているが、ハーグの閣僚協議中に起こったのと同じ行き詰まりに達する可能性がやはりあるだろうという警戒の意を示している者もあった。